

業務部速報



No. 15

発行 25. 7. 16

JR東労組 業務部

「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」に関する解明申し入れ(その2) 申2号

申し入れ提出！④

—たたかいのスローガン—

**定期昇給を軸とした新たな格差と分断、不利益変更反対！
安全・健康・生活を守るため、全組合員でたたかおう！**

【人事・賃金制度の見直し】の続き

8. フロンティアスタッフを新設する目的を明らかにすること。また、役割と業務内容等を明らかにすること。
9. S等級を廃止し、H・M等級に役割を統合する理由を明らかにすること。
10. 主務職試験およびT等級試験の受験資格を35歳以上に引き下げる理由を明らかにすること。
11. テクニカルリーダー職Bに昇職するための「選考審査」の内容を明らかにすること。
12. 休職中の社員について合格の延伸の取扱いを廃止する理由を明らかにすること。
13. 「出向先の基準で賃金を支給する場合」を具体的に明らかにすること。
14. 転籍の見直しを実施する理由を明らかにすること。また、転籍一時金が等級によって異なる理由を明らかにすること。
15. フレックスタイム制におけるコアタイムを見直す理由を明らかにすること。
16. 初任給額の根拠を明らかにすること。
17. 能力昇給の基準を明らかにしない、示さない理由を明らかにすること。
18. 「人材育成のサイクルの推進」について具体的に明らかにすること。また、主務職に移管する管理者の業務を明らかにすること。
19. 能力昇給の算定式に区分2を用いる理由を明らかにすること。
20. 休職中の社員の昇給区分の評価方法について明らかにすること。
21. 主務職およびT等級以上の社員において、マネジメント手当よりも子ども手当の支給額が多い場合の取扱いを明らかにすること。
22. 業務手当（基本）および業務手当（指定）の区分と支給額の根拠を明らかにすること。
23. 医療社員における能力昇給額の根拠を明らかにすること。また、業務手当（基本）および業務手当（指定）の区分と支給額の根拠を明らかにすること。
24. 自転車通勤する場合に損害賠償責任保険等に参加しない社員に対して、通勤手当を支給する考えがない理由を明らかにすること。
25. 割増手当等における1時間当たりの賃金額の算式の変更点を明らかにすること。
26. 月の途中において休職等の取扱いが行われる社員に対し、支給される日割り計算での手当等の対象を変更する理由を明らかにすること。
27. 日直・宿直手当を見直す理由を明らかにすること。

⑤に続く